

避難情報等の判断基準・伝達マニュアル

令和3年6月

尾花沢市

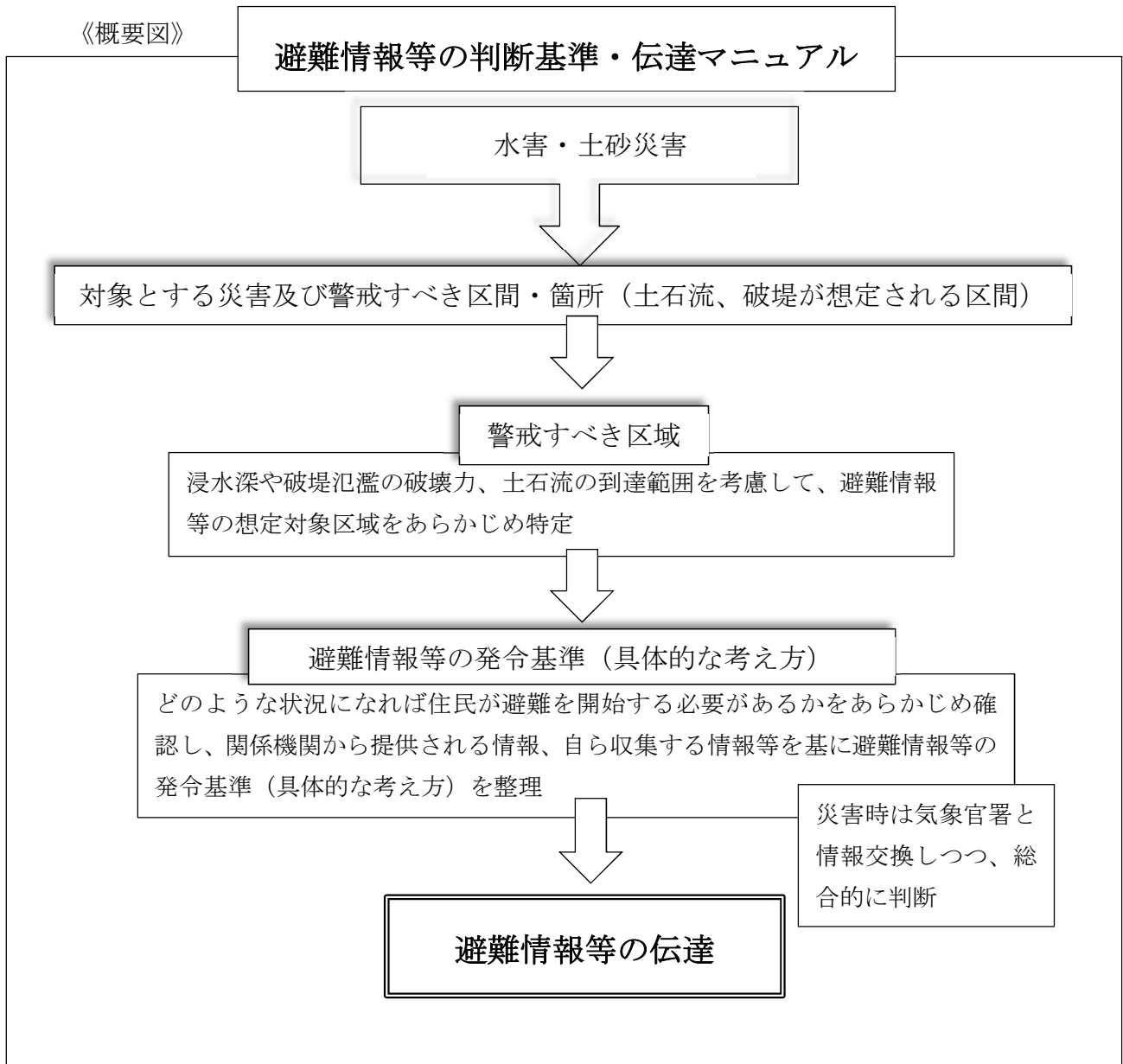
目次

1. 概要	1
2. 用語の解説	2
3. 避難情報と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）	3
4. 避難情報等の伝達方法	6
5. 運用上の注意事項	11
—水害編—	
1. 参考とすべき情報	12
2. 避難情報等の避難対象区域について	12
3. 避難情報等の判断基準	13
4. 避難すべき地域	14
—土砂災害編—	
1. 参考とすべき事項	15
2. 避難情報等の判断基準	15
3. 避難すべき地域	16

1. 概要

尾花沢市では、水害や土砂災害などの避難を要する災害時において、住民の円滑な避難を実現するために、災害時にどのような状況において、どのような対象地域の住民に対し、どのタイミングで避難情報等を発令すべきかなどの判断基準について定めました。

避難情報等は本基準により発令されることとなりますが、洪水及び土砂災害の各避難情報等の発令基準に達した時点で、気象予測（降雨等）や河川水位情報、河川巡視等からの報告、浸水想定区域や土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域含む。）の確認、土砂災害警戒情報など関係機関からの情報を勘案して発令されるものです。



2. 用語の解説

特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨や暴風等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表して、最大限の警戒を呼び掛けます。	
警報	大雨や大雪などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表して、警戒を呼び掛けます。	
注意報	大雨や大雪などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を発表して、注意を呼び掛けます。	
警戒レベル3 高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供します。	
警戒レベル4 避難指示	災害が発生するおそれが高く、被害の危険が目前に切迫している場合に、危険な場所から全員避難を指示します。	
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、すなわち立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる住民等に対し、立ち退き避難を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したい場合に発令される情報です。	
水 害	洪水予報	あらかじめ指定された河川において、気象庁と国又は県と共同して、洪水のおそれがある場合に行う水位又は流量を示した洪水の予報。
	計画高水位	堤防を作る際に洪水に耐えうる水位として指定する最高の水位
	氾濫危険水位	氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位で、避難指示の判断の目安となる水位。
	避難判断水位	氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
	氾濫注意水位	法崩れ、洗堀、漏水など災害が発生する危険性がある水位で、水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。
	水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。
土砂災害	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が非常に高まったときに、気象台と県が発表する防災情報
	土石流危険渓流	県の調査により、土石流が発生するおそれがあると認められた川や沢。
	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地やこれらに隣接する土地のうち、斜面の崩壊により住民の生命に危害のおそれのある箇所

3. 避難情報と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

（1）警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状態で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水等 注意報 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象条件悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒 レベ ル 相当 情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
	洪水等に関する情報			土砂災害に 関する情報
	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合	内水氾濫に 関する情報	
5 相当	氾濫発生情報 (危険度分布：黒) (氾濫発生情報)	大雨特別警報 (浸水害)		大雨特別警報 (土砂災害)
4 相当	氾濫危険情報 (危険度分布：紫) (氾濫危険水位相当)	(危険度分布 ：うす紫)	内水氾濫 危険情報	土砂災害警戒情報 (危険度分布 ：うす紫)
3 相当	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤) (避難判断水位情報)	洪水警報 (危険度分布：赤)		大雨警報(土砂災害) (危険度分布：赤)
2 相当	氾濫注意情報 (危険度分布：黄) (氾濫注意水位超過)	(危険度分布：黄)		(危険度分布：黄)

(3) 情報の入手先

①電話による情報入手

区分	入手先 名称	電話番号
気象関係	気象庁山形地方气象台	023-631-8521
河川関係	国土交通省 山形河川国道事務所	023-688-8421
	山形県河川課	023-630-2611
	山形県村山総合支北村山河川砂防課	0237-47-8679

②インターネットによる情報入手

区分	入手先 名称	URL
気象関係 (防災全般)	・気象庁(キキクル) ・全国の警報・注意報	左欄「入手先 名称」で検索
河川関係	国土交通省 川の防災情報	〃
土砂災害関係	山形県土砂災害警戒システム	〃

③その他

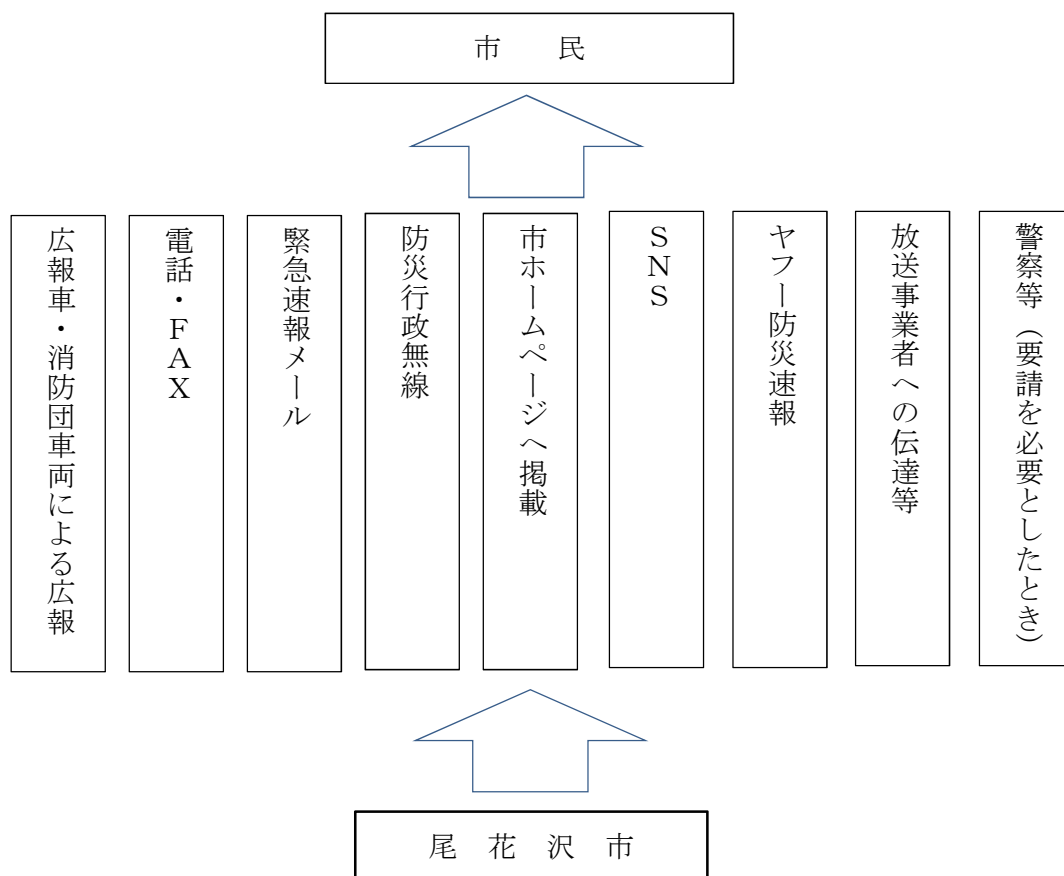
- ・国県からの指定河川洪水予報及び水位到達情報の通知（メール・FAX等）（プッシュ型）
- ・Jアラート（プッシュ型）
- ・Lアラート（プッシュ型）
- ・河川事務所等から配信される緊急速報メール

4. 避難情報等の伝達方法

(1) 避難情報等の伝達手段

伝達については、市並びに関係機関の保有する以下の通信設備等の手段を用いて行うものとし、また地域の特性に応じてその手段を複数に組み合わせて実施するものとする。

(2) 伝達系統図



(3) 関係機関への伝達

- ・国土交通省 新庄河川事務所 (Tel.0233-22-0275)
- ・山形県 (災害情報システムの入力)
- ・尾花沢警察署 (Tel.24-0110)
- ・報道機関 (災害情報システムへの入力)

(4) 避難情報等の伝達内容

以下の例文を参考に、その事態の状況に応じた伝達内容を決定し、発令する。

〈警戒レベル3 高齢者等避難の伝達文例〉

【水害】

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- 高齢者等避難、高齢者等避難！
- ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、
○○地区の洪水浸水想定区域（又は、水害の危険性がある区域）に、
警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は、水害の危険がある区域）にいる高齢者や障がいのある人とその支援者は速やかに避難してください。
- それ以外の方も、必要に応じ自主的に避難してください。
- なお、○○公民館を避難所として開設しています。

【土砂災害】

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- 高齢者等避難、高齢者等避難！
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、
○○地区の土砂災害警戒区域（又は、土砂災害の危険がある区域）に対し、
警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- ○○地区の土砂災害警戒区域（又は、土砂災害の危険がある区域）にいる高齢者や障がいのある人とその支援者は速やかに避難してください。
- それ以外の方も、必要に応じ自主的に避難してください。
- なお、○○公民館を避難所として開設しています。

※ 避難に支障となる状況（浸水・がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も合わせて伝達する。

〈警戒レベル4 避難指示の伝達文例〉

【水害】

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- 避難指示、避難指示！
- ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、
○○地区の洪水浸水想定区域（又は、水害の危険がある区域）に、
警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は、水害の危険がある区域）にいる人は全員、
避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- なお、○○公民館を避難所として開設しています。

【土砂災害】

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- 避難指示、避難指示！
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、
○○地区の土砂災害警戒区域（又は、土砂災害のおそれがある区域）に対し、
警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ○○地区の土砂災害警戒区域（又は、土砂災害のおそれがある区域）にいる人は全員、
避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- なお、○○公民館を避難所として開設しています。

※ 避難に支障となる状況（浸水・がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も合わせて伝達する。

〈警戒レベル5 緊急安全確保の伝達文例〉

【水害】

(河川氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- ○○川の水位が増水し、
既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。
- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は、河川沿いで浸水のおそれがある地区）に対し、
警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 命の危険が迫っています。
- 避難場所への立退き避難が危険な場合には、
自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、
直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- ○○川の○○付近で氾濫が発生しました。
- ○○地区の洪水浸水想定区域（又は、河川沿いで浸水のおそれがある地区）に対し、
警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 命の危険が迫っています。
- 避難場所への立退き避難が危険な場合には、
自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、
直ちに身の安全を確保してください。

【土砂災害】

(土砂災害発生が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- 尾花沢市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、
○○地区では土砂災害が既に発生している可能性が高いため、
○○地区の土砂災害警戒区域に対し、
警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 命の危険が迫っています。
- 避難場所への立退き避難が危険な場合には、
少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、
直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは尾花沢市です。
- 地区で土砂災害が発生したため、
○○地区の土砂災害警戒区域に対し、
警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 命の危険が迫っています。
- 避難場所への立退き避難が危険な場合には、
少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、
直ちに身の安全を確保してください。

5. 運用上の注意事項

マニュアルに定める項目についての運用における注意事項は以下のとおりである。

〈避難情報の避難対象区域の設定〉

- (1) 過去の災害や今後発生が予想される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。本市が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき」（災対法第60条第1項）であるため、原則として、居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。
- (2) 避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、
 - ①「防災気象情報の切迫度の高まり」
 - ②「災害リスクのある区域等」との両方が重なり合った場所に①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本である。

〈避難情報等の発令判断基準〉

- (1) 重要な情報については、情報を発した气象台、河川管理者等との間で相互に情報交換を行うこと。
- (2) 関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているのか、暴風域はどのあたりまで接近しているのか、近隣で災害や前兆現象が発生していないかなど、広域的な情報把握に努めること。
- (3) 想定を超える規模の災害や事象が発生することもあることから、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。

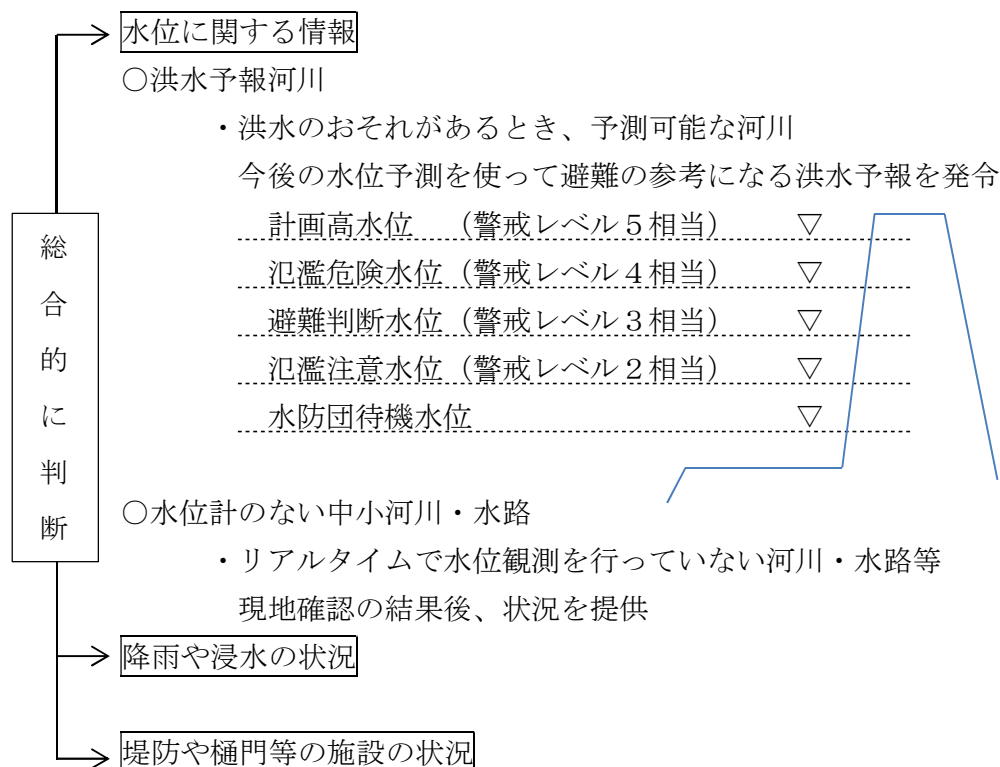
〈その他〉

- (1) 本マニュアルは、現時点の知見に基づき、避難情報の発令・伝達に関する事項を取りまとめたものであり、今後の河川に関する情報体制の整備進捗や避難行動の反省などにより、適切な時期に見直すものとする。
- (2) 本マニュアルは、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）の内容に沿って策定しており、避難情報の発令等に際しては、本マニュアルによるもののほか「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にすること。

1. 参考とすべき情報

洪水予報河川・水位周知河川である最上川、丹生川、隴気川及び野尻川について、洪水予報・水位情報及び洪水ハザードマップにより以下のように定める。

□河川特性により異なる避難の参考にする水位等の情報



2. 避難情報等の避難対象区域について

避難対象区域の設定は、河川に近く堤防の決壊・越水などの影響が早い地域、洪水浸水想定区域内において特に浸水深が深い地域及び過去に浸水の実績があり住家等に甚大な被害があった地域から選定する。また、住家のない田畑のみの範囲については状況により判断する。なお、河川水位、降雨の状況に応じて、随時、避難情報のエリアを拡大（縮小）していくものとする。

3. 避難情報等の判断基準

- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令については、河川情報や、河川巡視からの報告を含め、総合的に判断する。

国管理 河川	水位等の基準		
	高齢者等避難 (警戒レベル 3) 【避難判断水位】	避難指示 (警戒レベル 4) 【氾濫危険水位】	緊急安全確保 (警戒レベル 5) 【氾濫している可能性】
最上川	大石田観測所の水位が 16.50m (避難判断水位) を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	大石田観測所の水位が 16.90m (氾濫危険水位) を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる	大石田観測所の水位が 17.895m (計画高水位) を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる

県管理 河川	基準 水位局	水位等の基準		
		高齢者等避難 (警戒レベル 3) 【避難判断水位】	避難指示 (警戒レベル 4) 【氾濫危険水位】	緊急安全確保 (警戒レベル 5) 【氾濫している可能性】
丹生川	母袋	2.60m	2.70m	左記の水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる
	行沢	3.10m	3.20m	
	岩ヶ袋	2.80m	2.90m	
朧気川	朧気	3.30m	3.40m	
野尻川	野黒沢	2.10m	2.20m	

その他 の河川	水位等の基準		
	高齢者等避難 (警戒レベル 3) 【避難判断水位】	避難指示 (警戒レベル 4) 【氾濫危険水位】	緊急安全確保 (警戒レベル 5) 【氾濫している可能性】
	近隣で浸水が拡大している場合 排水先の河川の水位が高くなり逆流により内水氾濫が発生されると予想されるとき	危険な水位を観測 堤防の決壊、越流 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見	危険な水位を観測 堤防の決壊、越流 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等の発見

	高齢者等避難 (警戒レベル 3)	避難指示 (警戒レベル 4)	緊急安全確保 (警戒レベル 5)
気 象 情 報 等	①大雨警報（浸水害）、 洪水警報が発表さ れた場合 ②道路冠水が見込ま れる場合	①浸水被害が見込ま れる場合 ②河川管理施設の異 常（漏水等破堤につ ながるおそれのあ る被災等）を確認し た場合	①被害が発生した場 合 ②気象が回復せず、被 害の拡大が見込ま れる場合 ③河川管理施設の大 規模異常（堤防本体 の亀裂、大規模漏水 等）を確認した場合

大雨特別警報（浸水被害）発表時には、避難情報等の対象区域の範囲が十分であるかどうか検討する。

4. 避難すべき地域

河川の水位の状況や施設等の状況を的確に把握したうえで、避難情報の発令を適切に行う。また、必要に応じて、地域の状況や洪水ハザードマップに基づき避難所を開設するものとする。

1. 参考とすべき事項

(1) 土砂災害警戒区域（総数69カ所）

土石流危険溪流	29カ所
急傾斜地崩壊危険個所	36カ所
地すべり	4カ所

(2) 土砂災害警戒区域の分布

尾花沢市防災情報ガイド（2019 保存版）等を参照のこと

2. 避難情報等の判断基準

（対応の基本事項）

- ① 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換を行う。
- ② 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないかなど、山形地方气象台による土砂災害警戒情報や山形県河川砂防情報システム等を活用して広域的な状況把握に努める。
- ③ 土砂災害の前兆現象等、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、避難情報等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害危険個所の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断し発令する。

高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保 (警戒レベル5)
①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合	①土砂災害警戒情報が発表され、事前に避難を要すると判断される場合 ②記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ②記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③土砂災害が発生した場合 ④近隣で土砂移動現象、前兆現象等が発見され特に緊急性が高いと認められる場合

3. 避難すべき地域

土砂災害警戒判定メッシュ情報（1 kmメッシュ範囲）を参考に、土砂災害警戒区域又は特別警戒区域を対象地区とする。